第三条のうち租税特別措置法施行規則第二十条の改正規定を次のように改める。

第二十条第一項中「第二十七条の四第三項第二号」を「第二十七条の四第六項第二号」に改め、同条第二項中「第二十七条の四第七項第一号」を「第二十七条の四第七項第一号」に、「同条第三項」を「同条第六項」に改め、同条第三項中「第二十七条の四第十項の」を「第二十七条の四第十四項の」に、「同条第十項各号列記以外の部分」を「同条第十四項各号列記以外の部分」に改め、同項第二号中「第二十七条の四第十項」を「第二十七条の四第十四項」に、「以下この項」を「第五号」に改め、「当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地」を削り、同項第四号中「第二十七条の四第十項」を「第二十七条の四第十四項」に改め、同条第五項中「第二十七条の四第十項の認定（施行令第三十九条の三十九第九項の認定を含む。）」を「第二十七条の四第十四項の認定」に、「（施行令第二十七条の四第十項」を「（同項」に改め、同条第六項中「含み、その認定が施行令第三十九条の三十九第九項の認定（連結子法人に係るものに限る。）である場合には、連結子法人であつた法人とする」を「含む。以下この章において同じ」に改め、同条第七項中「（第二十二条の二十三第四項又は第五項の処分を含む。）」を削り、「第四十二条の四第八項第三号」を「第四十二条の四第十九項第三号」に改め、同条第八項中「第二十七条の四第十項」を「第二十七条の四第十四項」に改め、同項第四号中「（人格のない社団等を含む。以下この章において同じ。）」を削り、同項第二号中「（当該相手先が連結子法人である場合には、当該相手先の本店又は主たる事務所の所在地）」を削り、同項第四号中「その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該分割等の日を含む連結事業年度。」を削り、「分割等事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度に係る法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度」を「分割法人等が通算法人である場合（当該分割等事業年度終了の日が当該分割法人等に係る通算親法人の法第四十二条の四第一項又は第四項に規定する事業年度終了の日である場合に限る。）には、当該通算親法人の当該事業年度」に、「分割承継等事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度に係る同項に規定する連結親法人事業年度」を「分割承継法人等が通算法人である場合（当該分割承継等事業年度終了の日が当該分割承継法人等に係る通算親法人の同条第一項又は第四項に規定する事業年度終了の日である場合に限る。）には、当該通算親法人の当該事業年度」に改め、「（当該分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該分割法人等の連結事業年度）」を削り、「第二十七条の四第八項」を「第二十七条の四第十二項」に改め、同条第九項中「（当該現物分配法人が連結子法人である場合には、当該現物分配法人の本店又は主たる事務所の所在地）」を削り、同条第十項中「第二十七条の四第十七項の」を「第二十七条の四第二十一項の」に、「同条第十七項各号列記以外の部分」を「同条第二号中「第二十七条の四第十七項各号列記以外の部分」に改め、同項第二号中「第二十七条の四第十七項の認定（施行令第三十九条の三十九第十六項の認定を含む。）」を「第二十七条の四第二十一項の認定」に、「施行令第二十七条の四第十七項第一号イ」を「同項第一号イ」に改め、同条第十三項中「（その認定が施行令第三十九条の三十九第十六項の認定（連結子法人に係るものに限る。）である場合には、連結子法人であつた法人）」を削り、「第四十二条の四第十九項第三号」を「第四十二条の四第二十項第三号」に改め、「基準年度比売上金額減少割合」の下に「（同項第十三号に規定する基準年度比合算売上金額減少割合を含む。）」を加え、同条第十五項中「第二十七条の四第十七項」を「第二十七条の四第二十一項」に改め、同項第二号中「（当該相手先が連結子法人である場合には、当該相手先の本店又は主たる事務所の所在地）」を削り、同項第四号中「第二十七条の四第十八項」に改め、「（当該分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該分割法人等の連結事業年度）」を削り、「同条第八項」を「同条第十二項」に改め、「（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該分割等の日を含む連結事業年度）」を削り、同条第十六項中「第二十七条の四第十九項」を「第二十七条の四第二十三項」に改め、同項第二号中「（当該現物分配法人が連結子法人である場合には、当該現物分配法人の本店又は主たる事務所の所在地）」を削り、同条第十七項中「第二十六条の四第二項の」を「第二十六条の五第二項の」に、「第二十七条の四第二十二項第一号」を「同条第二十四項第一号」に、「同条第二十四項第一号ハ(2)」を「同条第二十八項第一号ハ(2)」に、「第二十六条の四第三項」を「第二十六条の五第三項」に、「第二十七条の四第二十六項」を「第二十七条の四第三十項」に、「第百十三条の二第十三項」を「第百十三条の三第十二項」に、「第二十六条の四第四項」を「第二十六条の五第四項」に、「第百十三条の二第十四項」を「第百十三条の三第十三項」に、「第二十六条の二第一項第一号イ(1)」を「第二十六条の五第二項第一号イ(1)」に、「第百十三条の二第十一項第一号」を「第百十三条の三第十項第一号」に、「第二十七条の四第二十四項第六号」を「第二十七条の四第二十八項第六号」に、「同条第二十八項第五号イ」を「同条第二十八項第五号イ」に、「第百十三条の二第十一項第二号」を「第百十三条の三第十項第二号」に、「第二十七条の四第二十四項第五号ロ」を「第二十七条の四第二十八項第五号ロ」に、「第百十三条の二第十一項第三号」を「第百十三条の三第十項第三号」に、「第二十七条の四第二十八項第五号ハ」を「第二十七条の四第二十八項第五号ハ」に改め、同条第十八項中「第二十七条の四第二十七項第二号に規定する財務省令」を「第二十七条の四第三十二項第二号に規定する財務省令」に、「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第十九項第七号」に改め、「適用除外事業者」の下に「又は同項第八号の二に規定する通算適用除外事業者」を加え、同項第四号中「第二十七条の四第二十七項第二号」を「第二十七条の四第三十二項第二号」に改め、同条第十九項中「第二十七条の四第二十七項第三号」を「第二十七条の四第三十二項第三号」に、「法第四十二条の四第七項の規定の適用を受ける」を「当該各号に掲げるものと共同して行う試験研究又は当該各号に掲げるものに委託する試験研究に係る法第四十二条の四第十九項第一号に規定する試験研究費の額が生じた」に改め、同条第二十項中「第二十七条の四第二十七項第三号」を「第二十七条の四第三十二項第三号」に改め、同条第二十一項中「第二十七条の四第二十七項第四号」を「第二十七条の四第三十二項第四号」に、「法第四十二条の四第七項の規定の適用を受ける」を「当該各号に掲げるものと共同して行う試験研究又は当該各号に掲げるものに委託する試験研究に係る法第四十二条の四第十九項第一号に規定する試験研究費の額が生じた」に改め、同条第二十二項及び第二十三項中「第二十七条の四第二十七項第四号」を「第二十七条の四第三十二項第四号」に改め、同条第二十四項中「第二十七条の四第二十七項第五号」を「第二十七条の四第三十二項第五号」に改め、同条第二十五項中「第二十七条の四第二十七項第六号」を「第二十七条の四第三十二項第六号」に改め、同条第二十六項中「第二十七条の四第二十七項第八号」を「第二十七条の四第三十二項第八号」に、「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第十九項第七号」に改め、「適用除外事業者」の下に「又は同項第八号の二に規定する通算適用除外事業者」を加え、同条第二十七項から第三十項までの規定中「第二十七条の四第二十七項第九号」を「第二十七条の四第三十二項第九号」に改め、同条第三十一項中「第二十七条の四第二十七項第十号イ」を「第二十七条の四第三十二項第十号イ」に、「第四十二条の四第八項第一号イ(1)」を「第四十二条の四第十九項第一号イ(1)」に改め、同条第三十二項中「第二十七条の四第二十七項第十号ロ」を「第二十七条の四第三十二項第十号ロ」に改め、同条第三十三項中「第二十七条の四第二十七項第十号」を「第二十七条の四第三十二項第十一号」に改め、同条第三十五項中「第二十七条の四第二十七項第十一号」を「第二十七条の四第三十二項第十二号」に改め、同条第三十六項中「第二十七条の四第二十七項第十三号」を「第二十七条の四第三十二項第十三号」に改め、同項第一号中「第二十七条の四第二十七項第十三号」を「第二十七条の四第三十二項第十三号」に改め、同条第三十七項中「第二十七条の四第二十八項第一号」を「第二十七条の四第三十三項第一号」に改め、同項第一号中「第二十七条の四第二十七項第九号」を「第二十七条の四第二十七項第一号に」を「第二十七条の四第二十七項第九号」に改め、同条第三十七項中「第二十七条の四第二十八項第一号」を「第二十七条の四第三十三項第一号」に、「同条第八項第一号」を「同条第十九項第一号」に、「第二十七条の四第二十七項第一号に」を「第二十七条の四第二十七項第一号イ」に改め、同項第二号中「第二十七条の四第二十七項第一号イ」を「第二十七条の四第三十二項第一号イ」に改め、同条第三十二項第一項第一号に」を「同条第十九項第一号」に、